

**市税などの口座振替のご案内**

収納課、十和田湖支所などで手続きできます。納税通知書、通帳、通帳印を持参ください。年金天引き分の市・県民税は除きます。問 収納課 ☎⑤6762

# お知らせ

information

市役所各課の電話番号は直通の電話番号です。問い合わせ先が分からない場合は市役所代表番号 ☎③ 5111 をダイヤルし、お聞きしたい内容をお話してください。

費用などの記載がないものは無料です。HP はホームページアドレスです。

▶ 3月の市民無料相談のご案内

| 内容  | 日時  |
|---|---|
| 行政相談<br>行政機関などの業務に対する苦情、意見、要望などの相談        | 5日(月)・19日(月)<br>※12日(月)<br>午後1時～3時                |
| 人権相談<br>いじめや差別、家庭内や隣近所とのめめごとなどの相談         | 9日(金)・23日(金)<br>午後1時～3時                           |
| 司法書士相談<br>土地登記、相続、借金、多重債務などの相談            | 15日(木)<br>午後1時～3時<br>●8日(木)から予約受付                 |
| 不動産相談<br>不動産の取引、不動産の賃貸借などの相談              | 8日(木)<br>午後1時～3時                                  |
| 消費生活苦情相談<br>悪質商法、架空請求、製品事故、多重債務などの消費生活の相談 | ▶常設 月～金<br>※要予約<br>▶月例<br>7日(水)・21日(水)<br>午後1時～3時 |
| 暮らしとお金の相談<br>多重債務・生活資金などの相談               | 14日(水)<br>午前10時～午後4時<br>※要予約                      |

ところ 生活環境課内市民相談室  
※行政相談12日(月)は十和田湖支所です。

申 生活環境課 ☎⑤ 6725

▶ 虐待、育児の相談、DV被害、離婚などの相談

申 福祉課 ☎⑤ 6716

住民基本台帳による人口と世帯  
(1月末日現在・かつこ内は前月比)

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 人口  | 65,661人  | (-52人)  |
| 男   | 31,547人  | (-10人)  |
| 女   | 34,114人  | (-42人)  |
| 世帯数 | 26,968世帯 | (-15世帯) |

平成24年の交通人身事故  
(1月末日現在・かつこ内は前年同期比)

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 延べ発生件数  | 25件 | (-7件)  |
| 死者      | 0人  | (±0人)  |
| 傷者      | 27人 | (-11人) |
| 飲酒による事故 | 0件  | (±0件)  |

(十和田警察署調べ)

## 暮らし

### 市税の夜間納付・相談窓口開設のお知らせ

| 相談日                           | 夜間納付 | 夜間相談 |
|-------------------------------|------|------|
| 3月19日(月)～<br>23日(金)<br>※祝日を除く | ○    | ○    |
| 4月2日(月)～<br>6日(金)             | ○    | ○    |

#### ◆いづれも

時間 午後5時30分～8時

ところ 収納課

問 収納課 ☎⑤ 6761

### 遺児卒業祝金を支給します

遺児の中学校卒業時に、卒業祝金を支給しますので申請してください。

対象 父または母の死亡により遺児となった児童または父母のいない児童を養育する保護者

持ち物 ひとり親家庭等医療費受給資格証または戸籍謄本など、父母の死亡などを確認できるもの、印鑑、通帳

申込期間 3月1日(木)～30日(金)  
(土・日、祝日を除く)  
※申請書は福祉課に備え付けています。  
問 福祉課 ☎⑤ 6717

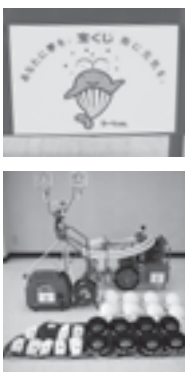
### 宝くじ助成金で整備しました

十和田消防本部では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業で備品を整備し、県立十和田西高校少年消防クラブに配置しました。今後、消火訓練などの活動に活用されます。

整備したものを 軽可搬消防ポンプ一式、発電機・投光器セット、ヘルメット、皮手袋など

問 十和田消防本部予防課

☎⑤ 4113



整備した備品

### 子ども手当の申請をお忘れなく

子ども手当特別措置法成立に伴い、平成23年10月分からの子ども手当を受給するために、3月30日(金)までに改めて申請が必要です。この期間を過ぎた場合は遡って支給を受けることができません。

これまで受給資格があったかたには必要な書類を郵送していただけますが、書類が届いていない、または紛失したなどの場合はご連絡ください。  
問 福祉課 ☎⑤ 6717

### 選挙人名簿の縦覧について

3月2日に登録した十和田市選挙人名簿の縦覧を3月3日(土)から7日(水)まで行います。また、1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を、8日(木)まで行っています。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局

問 選挙管理委員会事務局

☎⑤ 6778

### 市・県民税の申告はお早めに

市・県民税の申告期限は3月15日(木)です。例年、申告期限間近になると会場は大変混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。また、必要な書類を整理・集計してからお越しください。  
問 税務課 ☎⑤ 6767

### 1日も早く下水道に接続をお願いします!!

下水道の使用が可能になり「供用開始の告示」の手続きをした区域内では、3年以内に公共下水道へ接続するよう下水道法で定められています。接続工事は市の指定を受けた工事業者に依頼してください。

なお、市では工事の資金調達が困難なため、水洗化等資金の融資あっせんを行い、その資金の利子を補給する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問 下水道課 ☎⑤ 4015

